



JR姫新線の
積極的なご利用を
お願いします!

チャレンジ
300万人乗車作戦

JR姫新線の令和2年度の乗車人員は、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令や、新しい生活様式の浸透により前年度と比べて大幅に減少し、**260万人**となりました。

10月のダイヤ改正では山陽本線を含む多くの路線について、昼間時間帯を中心に運行本数の削減が行われる予定であり、姫新線においても、今後、現在の運行本数を維持することが難しくなっていくことが考えられます。地域に根差した姫新線を守るために、引き続き積極的なご利用と沿線の皆様のご協力をお願いいたします。
※JR西日本は新型コロナウイルス感染予防のため、車内では換気装置や空調装置による換気、定期的な手すりや吊り革の消毒、抗ウイルス・抗菌材の噴霧による車内の抗菌加工を実施しています。

▶まちづくり推進課(☎64・3121)

姫新線の利用状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
乗車人員(年間)	238	257	273	280	295	287	301	310	320	322	322	260
増減	—	+19	+16	+7	+15	△8	+14	+9	+10	+2	±0	△62

通勤・通学をはじめ、便利に使える姫新線

姫新線は、本竜野駅-姫路駅間は約20分、播磨新宮駅-姫路駅間は約30分で運行し、目的地まで定時に到着する優れた公共交通機関です。

播磨新宮駅発の平日上りダイヤは、始発から8時台まで1時間に3本運行しており、それ以外の時間帯においても1時間に2本(一部の時間帯を除く)運行しております。

お得 姫新線に関する情報!

姫新線の利用促進に関する助成制度についてお得なお知らせがあります。

○姫新線の駅周辺駐車・駐輪場では、月極利用料金の一部を助成します。

たつの市又は定住自立圏域内(宍粟市・佐用町・上郡町)に在住もしくはたつの市内に在勤・在学の方で、新たに本竜野駅か播磨新宮駅で定期券を購入し、1年以上継続して姫新線を利用される場合、駐車場は月額4,000円(市外に在住の方は2,000円)、駐輪場は月額1,000円を上限に最大12か月(駐輪場を利用する学生に限っては最大36か月)助成します。

○5名以上の団体が姫新線をご利用された場合、片道運賃(1乗車分)を助成します。

たつの市に在住又は在勤・在学の方で構成された5名以上の団体で、親睦や他団体との交流等を目的として姫新線を利用された場合、片道運賃(1乗車分)を助成します。(姫路駅-上月駅間に限ります。)

※必ず本竜野駅か播磨新宮駅で乗車券を購入してください。

※団体への助成事業については令和3年度で終了します。

(いずれの助成も申請書をまちづくり推進課に設置しています。市ホームページからもダウンロードが可能です。)

新型コロナウイルス感染症に関する支援情報 ~収入が減少した方への減免~

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、申請により国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免の申請等につきましては、各担当課までご相談ください。

なお、減免の対象となる保険税(料)は、令和2年度及び令和3年度分のもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの(年金特別徴収の場合は特別徴収される年金の支払日)となります。

国民健康保険税 減免の対象者

- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の要件すべてに該当する世帯
 - ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く。)が、前年の当該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

▶市税課(☎64・3145)、📍地域振興課(☎75・0251)、📍地域振興課(☎72・2525)、📍地域振興課(☎322・1001)

介護保険料 減免の対象者

- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件すべてに該当する第一号被保険者
 - ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く。)が、前年の当該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
 - ②減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

▶高年福祉課(☎64・3155)、📍地域振興課(☎75・0253)、📍地域振興課(☎72・2523)、📍地域振興課(☎322・1451)

後期高齢者医療保険料 減免の対象者

- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った被保険者
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の要件すべてに該当する被保険者
 - ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く。)が、前年の当該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

▶国保医療年金課(☎64・3240)、📍地域振興課(☎75・0253)、📍地域振興課(☎72・2523)、📍地域振興課(☎322・1451)